

●主な建物の制限等一覧表（用途地域別）

筑西市

R6. 5. 17

用途地域 項 目			第 1 種 低 層 住 居 専 用地域	第 2 種 低 層 住 居 専 用地域	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用地域	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用地域	第 1 種 住 居 地 域	第 2 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 商 地 域	隣 業 地 域	商 地 域	業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	用途地域の指定 のない区域	備 考			
絶対高さ制限（m） （高さの制限）			10																※1 建法55-1		
外壁の後退距離（m）			1（旧下館市）																※1 建法54-2		
斜線制限	道路斜線	適用距離（m）	20								20		20			20			※2 建法56-1-1		
		勾配	1.25		1.25						1.5					1.5					
	隣地斜線	立上がり（m）			20						31					20		※2 建法56-1-2			
		勾配																			1.25
	北側斜線	立上がり（m）	5																		※2 建法56-1-3
		勾配																			
	日影制限		対象建築物	軒高>7m又は地上階数≧3		建築物高さ>10m		建築物高さ>10m （近商は容積率200%に限る）						建築物高さ>10m					※2 建法56の2-1		
			平均地盤面からの高さ（m）	1.5		4		4						4					※2 建法56の2-1 県条例46の6-2		
日影規制時間		5m<敷地境界線からの水平距離≦10m	3h		4h		5h						5h					※2 建法56の2-1 県条例46の6-1			
		敷地境界線からの水平距離>10m	2h		2.5h		3h						3h					※2 建法56の2-1 県条例46の6-1			
法22条区域			旧下館市（※2 防火及び準防火地域を除く）																※2 建法22-1		

◎ 詳細は、下記に確認してください。

※1 市都市計画課Tel0296-20-1178

用途地域、指定建ぺい率、指定容積率、地区計画、最小敷地面積、その他、都市施設等に関すること。

※2 茨城県県西県民センター
（建築指導課）Tel0296-24-9152
-9149

建築基準法、建築確認申請等に関すること。

（注）市宅地開発課Tel0296-20-1176

開発行為、区域指定、旧宅地造成事業、市街化調整区域における開発行為の許可基準の高さ制限、その他開発に関すること。